

判例研究

国際司法裁判所 コンゴ領域における武力活動事件(2002年新提訴) (管轄権・受理可能性判決 2006年2月3日)

玉田 大

一. 事 実

2002年5月28日、コンゴ民主共和国 (la République démocratique du Congo. 以下、RDCと略す) はルワンダ共和国 (la République du Rwanda. 以下、ルワンダと略す) を相手取って国際司法裁判所に提訴した⁽¹⁾。RDCは大規模で重大かつ明白な人権侵害と国際人道法の違反に関する紛争を提起し、これらの侵害行為が、RDCの主権と領土保全を明らかに侵害する形で、RDC領域内で行われたルワンダの武力攻撃行為 (actes d'agression armée) から生じていると主張する。RDCは裁判所規程36条1項に言及しつつ、管轄権を基礎付けるために以下のものを援用した。(1)人種差別撤廃条約36条、(2)女子差別撤廃条約29条1項、(3)ジェノサイド条約9条、(4)WHO憲章75条、(5)ユネスコ憲章14条2項、(6)専門機関特権免除条約9条、(7)拷問禁止条約30条1項、(8)民間航空不法行為防止条約(モントリオール条約)14条1項、(9)ウィーン条約法条約66条。5月28日、提訴の直後にRDCは仮保全措置を請求したが、裁判所は一見したところの (*prima facie*) 管轄権を有しないと判断し、同請求を棄却した(2002年7月10日の命令)。当事国との会合を経て、裁判所は管轄権と受理可能性に関する問題についての書面を提出するよう当事国に求めた(2002年9月18日の命令)(1-10項)。

二. 当事国の主張(11-14項)

請求訴状においてRDCは、ルワンダが以下の点で国際条約に違反したと主張している。
a) 人権侵害により、国連憲章2条3、4項とOAU憲章3、4条に違反する。b) 女子差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約、ジェノサイド条約、WHO憲章、ユネス

一
四
四

(1) *Affaire des activités armées sur le territoire du Congo* (nouvelle requête : 2002) (République démocratique du Congo c. Rwanda). Compétence de la Cour et recevabilité de la requête. Arrêt du 3 février 2006. 本件訴訟資料(請求訴状、口頭弁論記録、判決文、裁判官少数意見)は全て裁判所の公式サイトで入手可能である (<http://www.icj-cij.org/>)。なお公式文書が未公開のため、引用は該当パラグラフ番号を用いる。

コ憲章といった国際人権条約に違反する。c) ボーイング727機の撃墜により、国連憲章、国際民間航空条約(シカゴ条約)、航空機不法奪取防止条約(ハーグ条約)及び民間航空不法行為防止条約(モントリオール条約)に違反する。d) 350万人のコンゴ人を殺害したことにより、世界人権宣言や自由権規約、ジェノサイド条約その他で定められる生命権を侵害した。以上より、RDC は以下の点を求めている。1) ルワンダ軍は RDC 領域から直ちに撤退しなければならない。2) ルワンダは自国軍隊がコンゴ領域から即時無条件に撤退することを確保する義務を負う。3) RDC はルワンダから損害賠償を得る権利を有する(11項)。

なお、ルワンダは、裁判所が管轄権を有しておらず、RDC の請求は受理不可能であると主張しており、他方で RDC は、ルワンダの提起した管轄権抗弁と受理可能性抗弁はいずれも認められないと主張している(12-13項)。

三. 判決要旨

1. 拷問禁止条約(16項)

ルワンダは拷問禁止条約の当事国でないことを認めており、裁判所は仮保全命令(2002年7月10日)においてこれに留意している(*C.I.J. Recueil 2002*, p. 242, par. 61)。ルワンダは申述書において、RDC が当該条約の当事国でないため、明らかに管轄権の基礎とならないと主張しているが、RDC はこの点について一切反論していない。従って RDC は管轄権の基礎として拷問禁止条約を援用することはできない。

2. 専門機関特権免除条約(17項)

仮保全手続の最終段階で、RDC は特権免除条約に管轄権を基礎付けようとしなかったため、当該条約を考慮する必要はなかった。RDC は管轄権段階でも同条約を援用しようとしておらず、本判決でも考慮しない。

3. 応訴管轄 (*forum prorogatum*)(18-22項)

RDC は、ルワンダが事件について口頭陳述を行うことを容認したことが管轄権の承認にあたるという。他方、ルワンダは、本件において裁判所の管轄権の「自発的で確実な承認」は存在しないという。判例上、被告の態度は管轄権を「自発的で確実に」(*de manière « volontaire, indiscutable »*) 承認するという被告国の意思を「明確に示したもの」(*une « manifestation non équivoque »*) でなければならない(コルフ海峡事件 *C. I. J. Recueil 1947-1948*, p. 27; ジェノサイド条約適用事件 *C.I.J. Recueil 1993*, p. 342, par. 34; 上部シレジアの少数者権利事件 *C.P.J.I. Série A, n° 15*, p. 24.)。本件でルワンダは、明示的に何度も裁判所の管轄権に異議を唱えている(コンゴ領域における武力活動事件 *C.I.J. Recueil 2002*, p. 234, 238)。従って、ルワンダの態度は「自発的で確実に」裁判所の管轄権を承認する意思を「明確に示したもの」とはみなされない。

4. 仮保全措置命令(23-25項)

2002年7月10日の仮保全措置命令において裁判所は、「明らかに無管轄というわけではない (*l'absence d'incompétence manifeste*)」ため、事件を総件名簿から削除すべきであると

いうルワンダの請求は認められない」と述べている。RDC は「明らかに無管轄ではない」という認定により管轄権が認められたと主張する。しかし、仮保全措置請求の審査は緊急のものであり、管轄権についての最終的決定は行わない。裁判所が「明らかな無管轄の認定」(constat d'incompétence manifeste) に達した場合には、適切な司法運営の考慮から事件を総件名簿から削除することが求められる(武力行使の合法性事件 *C.I.J. Recueil 1999 (II)*, p. 773-774, par. 40, p. 925-926, par. 34.)。他方、明らかな無管轄を結論付けない場合には、裁判所は事件を削除せずに管轄権問題を審査する権利を留保する(本件仮保全措置命令 *C.I.J. Recueil 2002*, p. 249; アングロ・イラニアン石油会社事件 *C.I.J. Recueil 1951*, p. 114; 漁業管轄権事件 *C.I.J. Recueil 1972*, p. 34, par. 21; ニカラグア事件 *C.I.J. Recueil 1984*, p. 186, par. 40; 仲裁判決事件 *C.I.J. Recueil 1990*, p. 69, par. 23; 武力行使の合法性事件 *C.I.J. Recueil 1999*, p. 139-140, par. 46)。裁判所は、本件の仮保全措置命令(2002年)において、「管轄権の明白な欠如」(un défaut manifeste de compétence)を結論付けなかったが、これは管轄権の承認と同じではない。裁判所は一見したところの管轄権が欠如していることを理由に仮保全措置の指示を否認しており、むしろ管轄権について重大な疑義を呈している。

5. ジェノサイド条約 9 条 (26-70項)

請求訴状において RDC は、ルワンダがジェノサイド条約 2 条および 3 条に違反すると主張し、管轄権の基礎として同条約 9 条を援用した。同条は次のように規定する。「この条約の解釈、適用又は履行に関する締約国間の紛争は、集団殺害又は第 3 条に列挙された他の行為のいずれかに対する国の責任に関するものを含め紛争当事国のいずれかの要求により国際司法裁判所に付託する」。ルワンダは、同 9 条全体に対して自国が付した留保により、裁判所の管轄権は排除されると主張しているが、これに対して RDC は当該留保の有効性に異議を唱え、さらにルワンダが当該留保を撤回していたと主張した。後者につき、RDC は、ルワンダの 1995 年 2 月 15 日のデクレ・ロワ (un décret-loi)⁽²⁾ と同国司法大臣の 2005 年 3 月 17 日の声明を引用した。以下、留保の撤回とその有効性を順に検討する (26-29 項)。

(1) 留保の撤回 (30-55項)

RDC によれば、アルーシャ議定書(1993年8月3日)15条により、ルワンダは「人権に関する」国際条約の当事国となり、自らの付していた留保をすべて撤回することに合意しており、さらにデクレ・ロワ014/01(1995年2月)がこれを実施しているという。また、

(2) フランス法上のデクレ・ロワについては次を参照。[[政府のなす] 委任法. 第三・第四共和政において、国会の委任により、目的と期間を限定し、かつ国会の追認を条件として、法律の改廃をなし、法律と同一の効力をもつものとされたデクレ。第五共和政のオルドナンス *ordonnance* (第五憲38条)に相当]。山口俊夫編『フランス法辞典』(東京大学出版会 2002年)145頁。RDC とルワンダの法律は、いずれも旧植民国であるベルギーの法律の影響を受けている。なお、RDC によれば、ルワンダ法上のデクレ・ロワは、行政府(一般的には共和国大統領)による行為であり、議会が休会中で緊急を要する場合という 2 要件が課されるという。CR 2005/20 (Congo, M. Katansi), p. 30 (para. 19)。

国連人権委員会第61会合におけるルワンダ司法大臣の声明(2005年3月17日)により、ジェノサイド条約9条に付された同国の留保は1995年以降撤回されていると主張する(30-33項)。

これに対してルワンダは以下のように反論する。第1に、アルーシャ和平協定は国内合意(an accord interne)であり、他国に対するルワンダの義務を定めていない。第2に、アルーシャ議定書15条はジェノサイド条約を明示していない。第3に、問題のデクレ・ロワはルワンダ議会で事後承認されていないため、失効している(est devenu caduc)。第4に、ルワンダは留保の撤回を国連事務総長に通告していない。第5に、司法大臣の声明は、外務大臣や政府の長のものではないため、「特定の留保を撤回する」ようルワンダに義務付けることはできない(34-37項)。

両国はジェノサイド条約の当事国であるが、ルワンダの加入書は同9条につき次の留保を付している。「ルワンダは本条約の9条に拘束されるものとはみなさない⁽³⁾」(38-39項)。

第1に、1995年2月15日のデクレ・ロワについて検討する。このデクレ・ロワは、「ルワンダの付したあらゆる留保は撤回される」と規定する(第1条)。国内法秩序における留保撤回の決定と、それを国際法秩序において実施することは区別すべきであり、後者は留保の撤回を他の条約当事国に対して通知(la notification)して初めて機能する。他の条約締約国が留保の撤回通知を受領しない限り、当該他国に対して留保撤回が効果を有さないことは、「法的安定性の原則(principe de sécurité juridique)から生じ、実行上で十分に確立した国際法規則」であり、条約法条約22条3項a)もこれを示している。本件において、ルワンダはジェノサイド条約の他の当事国に対しても、国連事務総長に対しても、留保の撤回を通知していないため、デクレによって留保が撤回されたとはみなされない(40-44項)。

第2に、ルワンダ司法大臣の声明の法的効果について検討する。「国家の長、政府の長及び外務大臣は、自らの職務を果たすだけでも当該国家を代表するものとみなされる。これには国際約束たる効力を有する一方的行為を行うこと(l'accomplissement [...] d'actes unilatéraux ayant valeur d'engagement international)が含まれるのであり、このことは確立した国際法規則である」(核実験事件 *C.I.J. Recueil 1974*, p. 269-270, par. 49-51; ジェノサイド条約適用事件 *C.I.J. Recueil 1996 (II)*, p. 622, par. 44; 逮捕状事件 *C.I.J. Recueil 2002*, p. 21-22, par. 53; 東部グリーンランド事件 *C.P.J.I. Série A/B n° 53*, p. 71)。ただし、国家を代表するその他の者が、自らの声明によって国家を義務付けることが認められることも多くなっており、司法大臣の声明が国家を義務付けることを原則として排除することはできない。なお、本件の声明の法的効力については、「真の内容」(le contenu réel)と声明がなされた「状況」(les circonstances)を検討しなければならない。第1に声明の「内容」については、この種の声明は「明瞭で詳細な対象」(un objet clair et précis)を有さ

(3) « La République rwandaise ne se considère pas comme liée par l'article IX de ladite convention ».

ない限り法的義務を生み出さない(核実験事件 *C.I.J. Recueil 1974*, p. 267, par. 43; p. 269, par. 51; p. 472, par. 46; p. 474, par. 53)。問題の声明は、ルワンダの留保に一般的に言及するが、ジェノサイド条約9条の留保には触れていないため、声明の内容は十分に詳細ではない。従って、声明は一方的約束とはみなされない。第2に、声明がなされた状況については、同声明は人権保護の促進に関する一般的政策を表明する中で行われたものである。以上より、ルワンダが自国の留保を撤回したというRDCの主張は認められない(45-55項)。

(2) 留保の有効性 (56-70項)

RDCは次のように主張する。第1に、ジェノサイド条約は強行規範に属する規範を含んでおり、同9条に対するルワンダの留保は、強行規範を保護するという裁判所の崇高な任務を妨げるものであるため無効である。第2に、ルワンダの留保は同条約の趣旨及び目的と両立しない(56-59項)。

他方、ルワンダは次のように主張する。第1に、ジェノサイド条約の実体規定上の規範は強行規範性 (*le statut de jus cogens*) を有し、対世的権利義務を定めているが、それだけでは裁判所の管轄権を付与するには十分でない。第2に、9条の留保は条約の実体義務ではなく、手続条項に関するものであるため、条約の趣旨及び目的と両立する(60-63項)。

「ジェノサイド条約の基礎にある諸原則は、条約上の関係を超越して、あらゆる国家を拘束するものであると文明国が認めた諸原則であり」(ジェノサイド条約留保事件 *C.I.J. Recueil 1951*, p. 23), それ故、「同条約で認められた権利義務は、対世的権利義務 (*droits et obligations erga omnes*) である」(ジェノサイド条約適用事件 *C.I.J. Recueil 1996 (III)*, p. 616, par. 31)。ただし、「規範の対世的な対抗可能性 (*l'opposabilité erga omnes*) と管轄権の同意規則は異なるものであり」(東チモール事件 *C.I.J. Recueil 1995*, p. 102, par. 29)、紛争において対世的な権利義務が問題となっているからといって、裁判所の管轄権が付与される訳ではない。このことは、一般国際法上の強行規範と管轄権の設定の関係にも当てはまる。「ジェノサイドの禁止がまさにこのような[強行規範たる性質を有する]場合に当たるのであるが、紛争がそのような[強行規範たる]性質を有する規範の遵守に関するものであったとしても、それだけでは裁判所の管轄権を基礎付けることにはならない。裁判所規程により、管轄権は当事国の同意に基礎付けられるのである⁽⁴⁾」。他方で、ジェノサイド条約において留保は禁止されておらず(ジェノサイド条約留保事件 *C.I.J. Recueil 1951*, p. 22)、条約の趣旨及び目的と両立する限り認められる。「ジェノサイド条約9条は裁判管轄権に関するものであり、ジェノサイド行為そのものに関する実体義務 (*les obligations de*

(4) para. 46 : « Il en va de même quant aux rapports entre les normes impératives du droit international général (*ius cogens*) et l'établissement de la compétence de la Cour : le fait qu'un différend porte sur le respect d'une norme possédant un tel caractère, ce qui est assurément le cas de l'interdiction du génocide, ne saurait en lui-même fonder la compétence de la Cour pour en connaître. En vertu du Statut de la Cour, cette compétence est toujours fondée sur le consentement des parties ».

fond) には影響しない」。それ故、同9条の留保は、条約の趣旨及び目的と両立しないものとはみなされない。また、裁判所は以前に条約9条の留保の効果を認めている（武力行使の合法性事件 *C.I.J. Recueil 1999*, p. 772, par. 32-33 ; p. 924, par. 24-25）。以上より、ジェノサイド条約9条は本件において管轄権の基礎とならない（64-70項）。

6. 人種差別撤廃条約22条 (71-79項)

RDCは管轄権の基礎として人種差別撤廃条約22条を援用し、ルワンダが同条約1条の人種差別行為を行ったと主張した。同22条は次のように規定する。「この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国の間の紛争であって、交渉又はこの条約に明示的に定められている手続によって解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意しない限り、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託される」。これに対してルワンダは、同22条全体に留保を付しているため裁判所は管轄権を有さないと主張した。RDCによれば、人種差別の禁止は強行規範であり、条約22条に関するルワンダの留保は無効である（*de nul effet*）と主張する。また、「あらゆる留保を撤回する」というルワンダ基本法（*la loi fondamentale rwandaise*）による公約により、当該留保は失効（*caducité*）あるいは廃止（*désuétude*）されたという（71-73項）。

両国は人種差別撤廃条約の当事国であるが、ルワンダは次の留保を付している。「ルワンダは本条約の22条に拘束されるものとはみなさない」。第1に、留保の失効に関しては、人種差別撤廃条約20条3項に規定された留保撤回の通知を行っていないため、当該留保は維持されている。第2に、条約当事国の三分の二以上の異議（同20条2項）がないため、ルワンダの留保は同条約の趣旨及び目的と両立しないものとはみなされていない。第3に、ルワンダの留保が強行規範と抵触するという議論に関しては、ジェノサイド条約9条に関する判断を繰り返す。すなわち、紛争が強行規範の不遵守に関するものであっても、裁判所の管轄権を基礎付けることにはならない。以上より、人種差別撤廃条約22条に基づく裁判管轄権は認められない（74-79項）。

7. 女子差別撤廃条約29条1項 (80-93項)

RDCは管轄権の基礎として女子差別撤廃条約29条1項を援用し、ルワンダが同条約1条の義務に違反したと主張した。同29条1項は次のように規定する。「この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる」。

ルワンダは、同29条の定める要件がいずれも満たされていないと主張する。第1に、RDCは提訴前に本条約を一切援用したことがなく、第2に、当該条約の解釈又は適用に関する紛争のための交渉がなされていないという。また、本件では仲裁に付託する試みもなされていないという（81-84項）。

他方でRDCは、条約29条の要件はすべて満たされると主張する。第1に、交渉は国際機構の枠内のものであってもよく、アフリカ人権委員会への事件付託（1999年2月24日）

は「真の仲裁の役割」を果たしているという。また、安保理決議1304と1417が採択されており、交渉の試みがあったという(85-86項)。

両国は女子差別撤廃条約の当事国であり、同条約29条は重層的な要件を定めている。条約中の管轄権条項上の要件の検討は、受理可能性ではなく、管轄権の検討に該当する。同29条により、両国間の29条に関する紛争が交渉の対象となることが求められるが、RDCが本条約の解釈又は適用に関する交渉を行おうとしたことを示す証拠はなく、RDCが仲裁手続を試みたという証拠もない。以上より、女子差別撤廃条約29条1項は管轄権の基礎とはならない(87-93項)。

8. WHO憲章75条 (94-101項)

RDCは管轄権の基礎としてWHO憲章75条を援用する。同条は次のように規定する。「この条約の解釈又は適用に関するあらゆる問題又は紛争で、交渉または世界保健総会によって解決されないものは、関係当事国が他の紛争解決方法に合意しない限り、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に付託される」。RDCは、ルワンダが憲章1条と2条に違反したと主張する(94項)。

ルワンダは、第1にWHO憲章が適用不可能であると主張し、第2に同75条の諸要件が満たされていないと主張する。後者については、RDCの主張は同憲章の解釈又は適用に関する問題又は紛争を導くものではなく、さらに、交渉や世界保健総会による解決が不可能であることという要件を満たさないと主張する。他方、RDCは、75条で求められるのは交渉又は世界保健総会による解決であり、これらは重層的なものではなく、本件では交渉を選択したが、それが失敗したと主張する(95-98項)。

両国はWHOの加盟国である。憲章75条では、問題又は紛争が同憲章の解釈又は適用に関するものであることが求められるが、RDCはそのような問題又は紛争が存在することを示さなかった。また、交渉による解決の試みなどの要件が満たされたという証拠を提示していない。以上より、WHO憲章75条は管轄権の基礎とはならない(99-101項)。

9. ユネスコ憲章14条2項 (102-109項)

RDCは管轄権の基礎としてユネスコ憲章14条2項を援用する。同条は次のように規定する。「この憲章の解釈に関する疑義又は紛争は、総会がその手続規則に基づいて決定するところにより、国際司法裁判所又は仲裁裁判所に決定のために付託する」。RDCは、ルワンダが憲章1条に違反したと主張する(102項)。

ルワンダは次のように主張する。第1に、本件において同憲章の「解釈」に関する紛争は存在しない。第2に、RDCは侵略行為を問題としており、ユネスコ憲章は関連性がない。また、憲章1条は加盟国に直接的な義務を課していない。第3に、RDCはICJへの紛争付託手続(憲章14条と規則38条)に従っていないという。他方、RDCは憲章14条はICJ付託にあたって諸手続に従う義務を課しておらず、交渉だけで十分であると主張する(103-106項)。

両国はユネスコの加盟国である。憲章14条2項は、憲章の解釈に関する疑義又は紛争についてのみ規定しているが、本件ではそのような疑義又は紛争が存在しない。また、RDC

は ICJ 付託前の手続がとられたことを示す証拠を提示していない。以上より、ユネスコ憲章14条2項は管轄権の基礎とはならない（107-109項）。

10. 民間航空不法行為防止条約14条1項（110-119項）

RDC は管轄権の基礎としてモントリオール条約14条1項を援用する。同条は次のように規定する。「この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決することができないものは、それらの締約国のうちいずれか一国の要請によって仲裁に付託される。紛争当事国が仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について合意に達しない場合には、それらの紛争当事国のうちいずれの一国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる」。RDC は、ボーイング727機を撃墜したことにより、ルワンダは同条約に違反したと主張する（110項）。

ルワンダは、第1に、本件では条約14条が適用される紛争が存在せず、RDC の主張する事実は同条約と関係がないと主張し、第2に、同14条の諸要件が満たされていないと主張する。他方で RDC は、同14条の諸要件は満たされていると主張する。第1に、民間航空機に関する事件について紛争が存在し、第2に、ルワンダは欠席戦術（la politique de la « chaise vide »）を実践し、諸国会を欠席していたという（111-116項）。

両国はモントリオール条約の当事国である。同条約14条1項は諸要件を定めるが、RDC は条約のどの実体規定が適用されるのかを示さなかった。また、RDC は同14条1項の仲裁に関する諸要件を満たしていることを示さなかった。以上より、モントリオール条約14条1項は管轄権の基礎とはならない（117-119項）。

11. ウィーン条約法条約66条（120-125項）

最後に、RDC は管轄権の基礎として条約法条約66条を援用する。同条は次のように規定する。「第53条又は第64条の規定の適用又は解釈に関する紛争の当事者のいずれも、国際司法裁判所に対し、その決定を求めるため書面の請求により紛争を付託することができる。ただし、紛争の当事者が紛争を仲裁に付託することについて合意する場合は、この限りではない」。RDC は、同66条は「強行規範に反する条約の有効性」に関するあらゆる紛争を審理することを裁判所に認めており、ジュノサイド条約9条その他に対するルワンダの留保は、強行規範を保護するという裁判所の崇高な任務の実現を阻害するものであり、無効であると主張する。また、同4条（条約の不遡及）については、条約法条約53条と64条に規定された規範の「優越性と強行性」があらゆる時間的考慮を超えて国家を拘束し、当該規則は遡及する（*rétroagir*）と主張する（120-122項）。

他方でルワンダは次のように主張する。第1に、強行規範が裁判所の管轄権を付与するという主張は管轄権の同意原則を無視するものである。第2に、条約66条は「あらゆる」紛争を付託するものではなく、強行規範に反すると主張される条約の有効性に関する紛争のみを対象とする。第3に、条約4条により、条約法条約以前に締結されたジュノサイド条約と人種差別撤廃条約に対して条約法条約66条は適用されない。また、同66条は管轄権に関するものであり、国際慣習法とはなっていないと主張する（123-124項）。

条約法条約4条は当条約の不遡及適用（l'application non rétroactive）を定め、次のよう

に規定する。「この条約は、自国についてこの条約の効力が生じている国によりその効力発生後に締結される条約についてのみ適用する。ただし、この条約に規定されている規則のうちこの条約との関係を離れ国際法に基づき条約を規律するような規則のいかなる条約についての適用も妨げるものではない」。両国はジェノサイド条約(1948年採択)に加入しており(RDCは1962年、ルワンダ1975年)、人種差別撤廃条約(1965年採択)にも加入している(RDCは1976年、ルワンダは1975年)。しかし、条約法条約84条2項により、条約法条約が両国間で効力を発生するのは1980年2月3日であり、上記の2つの条約はそれ以前に締結されている。従って本件において、条約法条約上の諸規則は、国際慣習法を宣言したものでない限り適用し得ないのであるが、条約法条約66条の規則はそうした性質を有さない。対世的な権利義務や一般国際法上の強行規則が紛争において問題となっても、その事実だけでは、管轄権が当事国の同意に依拠するという原則の例外とはならない(125項)。

12. 結論と付言(126-127項)

以上のように、本件において RDC の援用した管轄権の基礎はいずれも認められない。同国の請求を審理する管轄権がない以上、受理可能性について判断を下す必要はない(126項)。

裁判所は管轄権がないという結論に至ったが、国家が裁判所の管轄権を承認するという問題と、当該国家の行為の国際法との合致の間には根本的な相違がある。管轄権を受け入れるか否かに関わらず、国家は国連憲章その他の国際法規則に基づく義務に従わなければならない。この規則は国際人道法や国際人権法を含む。また、国家は自国に課される国際法に反する行為について責任を有する(127項)。

13. 判決主文(128項)

以上の理由により、「裁判所は、2002年5月28日に RDC が提出した請求訴状を審理するための管轄権を有さない」(15対2)。

賛成：シー所長、ランジェヴァ副所長、フェレシユチェチン、ヒギンズ、パラ・アラングレン、コイマンス、レゼキ、アル・ハサウネ、バーゲンサール、エララビ、小和田、ジンマ、トムカ、アブラアム判事、ドゥガード特任判事⁽⁵⁾

反対：コロマ判事、マヴング特任判事⁽⁶⁾

本判決の正文はフランス語であり、以下の少数意見が付されている。反対意見(コロマ判事)、共同個別意見(ヒギンズ、コイマンス、エララビ、小和田、ジンマ判事)、宣言(コイマンス判事)、個別意見(アル・ハサウネ判事)、宣言(エララビ判事)、個別意見(ドゥガード特任判事)、反対意見(マヴング特任判事)。

四. 解説

本件において、RDC は管轄権の基礎として多数の裁判付託条項を提示したが、裁判所はこれらを全て否認し、管轄権を否定した。本件の背景事実に鑑みるに、本来 RDC が強調

(5) M. Christopher John Robert Dugard : ルワンダ側の特任裁判官。南アフリカ国籍。

(6) M. Jean-Pierre Mavungu Mvumbi-di-Ngoma : RDC 側の特任裁判官。コンゴ国籍。

しなかったのはルワンダによる武力攻撃であったが⁽⁷⁾、管轄権の基礎が制限されていたため、人権侵害等の付随的な問題を前面に出さざるを得なかった。この点で、RDC がウガンダを相手に訴えた事件と本件は対照的な結果となっている。すなわち、前者（被告ウガンダ）では、両国の選択条項受諾宣言が管轄権の基礎とされ、本案判決に至った⁽⁸⁾が、後者（被告ルワンダ）では、ルワンダが選択条項受諾宣言を寄託していなかったため、多くの条約が援用されたものの管轄権が否定されるに至った。このように、両事件の帰趨を左右したのは、被告国による選択条項受諾宣言の寄託の有無であった。

後述のように、本件は ICJ が初めて強行規範（ジェノサイドの禁止）を認定したという意味で画期的な判決であるが、以下ではまず手続に関する幾つかの問題を検討し、その後強行規範と留保の問題を扱うことにしよう。

1. 管轄権判決

本件において、被告ルワンダは管轄権及び受理可能性に対する「先決的抗弁」を提起している⁽⁹⁾。裁判所規則79条1項に基づいて先決的抗弁が提出された場合、裁判所が職権的に管轄権の審査を行う場合とは異なり、判決は「先決的抗弁判決」となるのが通例である。では、なぜ本件判決は「裁判管轄権と請求の受理可能性」に関する判決とされているのであろうか。この点について注意すべき点は、本件では、先決的抗弁の提起に関わる裁判所規則79条1項ではなく、同79条2項および3項が適用されているという点である。同2項によれば、先決的抗弁の提出期間の経過後であっても、裁判所が「管轄権と受理可能性のいかなる問題も別個に決定されるべきであると決めることができる」とされている。実際に、2002年9月4日の裁判手続合会において、ルワンダは裁判所規則79条2、3項に基づく手続を用いることを求めている（判決6項）。従って、本件は実質的には先決的抗弁判決であるものの、裁判所規則上、形式的には管轄権・受理可能性判決となっているのである。

2. 受理可能性抗弁

本件は、裁判所の管轄権と請求の受理可能性の双方についての審理を行うための手続である（判決6、14項）。裁判所は管轄権がないという結論に達したため、受理可能性に関する判断は行っていないが（判決126項）、ルワンダ側は受理可能性抗弁も提起していた。その主張内容は、RDC の「新提訴」に関わる。すなわち、RDC は1999年に提出した請求訴状を2001年に取下げ、裁判所は2001年1月30日の命令で事件を総件名簿から削除したが、その後、2002年5月に、RDC が改めて最初の請求訴状と本質的に同一の請求訴状を裁判所に提出したのである。そこでルワンダは、この再提訴につき、「手続の乱用」（an abuse of the process）であると主張しているのである⁽¹⁰⁾。この点について、ICJ の訴訟手続上は、紛

(7) Requête introductive d'instance à la Cour internationale de justice de La Haye contre République du Rwanda, le 28 mai 2002, p. 1.

(8) *Case concerning Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda)*, Judgment of 19 December 2005.

(9) Déclaration à la presse du président Shi Jiyong, La Haye, le 3 février 2006.

(10) Memorial of Rwanda, paras. 4.1-4.4 ; CR 2005/17 (Rwanda, Mr. Ngoga), p. 12 (para.1.6) ; CR 2005/17 (Rwanda, Mr. Greenwood), p. 45 (para. 4.6).

争を変質させない限度において請求を後に追加修正することが認められている¹¹¹⁾。ところが、本件(コンゴ事件)で問題となったのは、むしろ RDC が一度撤回した請求訴状と実質的に同一の請求訴状を提起したことであった¹¹²⁾。この点でとりわけ問題となるのは、ルワンダが書面を提出した後に RDC が請求を取下げ、改めて同一内容の請求訴状を提起している点である。すなわち、訴訟手続の進行に関して、RDC は被告ルワンダよりも多くの時間的猶予を得ているため¹¹³⁾、手続上の平等要請の観点から問題が残ると言えよう。

3. *prima facie* の管轄権と事件削除

本件では、仮保全要件である *prima facie* の管轄権と総件名簿からの事件の削除の関係が問題となった。特に問題となったのは、武力行使の合法性事件(米国とスペインに関する事件)の仮保全命令(1999年)との相違である。当該事件では、ジェノサイド条約9条に付された両国の留保を根拠として *prima facie* の管轄権が否定され、しかも事件が総件名簿から削除されている。これに対して、本件(コンゴ事件)の仮保全命令(2002年)では、同じく *prima facie* の管轄権がないと判断されたものの、事件を総件名簿から削除すべきであるというルワンダの要請は棄却されている¹¹⁴⁾。なぜこのように異なる判断が下されたのであろうか。ここでまず確認すべき点は、仮保全段階における *prima facie* の管轄権審査は、最終的な管轄権判断ではないため、管轄権の問題に予断を与えるものではないということである¹¹⁵⁾。この場合、*prima facie* の管轄権が否認されたとしても、後に裁判管轄権が容認される可能性が残っている以上、総件名簿に事件を残すのは当然である。むしろ問題となるのは、1999年命令が *prima facie* の管轄権を否定しつつ、管轄権の最終的な判断が出ていない時点で事件を総件名簿から削除した点である。

この点について、本件(コンゴ事件)判決は、「管轄権の明白な欠如」(un défaut manifeste de compétence)の概念によってこれを説明した(判決25項)。すなわち、1999年命令では、「一見しただけでも (même *prima facie*)、ジェノサイド条約9条は明らかに本件において管轄権の基礎とならない」と判断し¹¹⁶⁾、「裁判所は明らかに管轄権を有さない」と結論付けている¹¹⁷⁾のに対して、2002年命令では「明白な欠如」を認定していないのである¹¹⁸⁾

(11) Omar ASLAOUI, *Les conclusions et leurs modifications en procédure judiciaire internationale* (Librairie Droz, Genève, 1963), pp. 102-127; 李禎之「国際司法裁判所における訴えの提起およびその変更」県立長崎シーボルト大学国際情報学部紀要6号(2005年)107頁。

(12) CR 2005/19 (Rwanda, Mr. Greenwood), p. 22 (para. 1.42).

(13) CR 2005/17 (Rwanda, Mr. Greenwood), p. 46 (para. 4.8).

(14) *Affaire des activités armées sur le territoire du Congo (nouvelle requête : 2002)* (République démocratique du Congo c. Rwanda), Ordonnance du 10 juillet 2002, para. 91.

(15) *ibid.*, para. 90.

(16) *Affaire relative à la licéité de l'emploi de la force (Yougoslavie c. Espagne)*, Ordonnance du 2 juin 1999, C.I.J. Recueil 1999 (II), p. 772 (para. 33); *Affaire relative à la licéité de l'emploi de la force (Yougoslavie c. États-Unis d'Amérique)*, Ordonnance du 2 juin 1999, C.I.J. Recueil 1999 (II), p. 924 (para. 25).

(17) *ibid.*, p. 773 (para. 35), p. 925 (para. 29).

(18) CR 2005/17 (Rwanda, Mr. Greenwood), p. 30 (para. 2.58), p. 37 (para. 3.6).

（判決25項）。このように、2つ事件の判断が逆転した理由は、「管轄権の明白な欠如」の有無に見出される。

ところが、武力行使事件における9条留保（米国とスペイン）とコンゴ事件における9条留保（ルワンダ）は同一の内容である。では、上記のような判断の相違はなぜ生まれたのであろうか。この点については、ルワンダが主張するように¹⁹⁾、武力行使事件では管轄権の基礎がジェノサイド条約9条だけであり、「管轄権の明白な欠如」を認定し易かったのに対して、コンゴ事件では他にも多数の条約が援用されたため、管轄権欠如が明白とまでは言えなかったと解する他はなさそうである。それ故、裁判所の判断を敷衍すれば、数多くの管轄権根拠を提示する方が、仮保全措置段階で「管轄権の明白な欠如」を認定される危険は小さくなるということができよう。

4. 交渉前置要件

本件の管轄権判断に関しては、マヴング特任判事（コンゴ側選任）の反対意見を除き、裁判官少数意見の中にはほとんど異論は見られないが、唯一異論があったのは、女子差別撤廃条約29条1項（裁判付託条項）の交渉前置要件に関するものである。裁判所は、「RDCが二国間レベルでも多国間レベルでも、ルワンダによる国際人権法の違反に抗議した」ことを認めつつ、「女子差別撤廃条約29条により、同条に関する両国間の紛争が交渉の対象となることが求められるのであり、RDCが本条約の解釈又は適用に関する交渉を開始しようとしたことを示す証拠はない」と結論付けている（判決91項）。すなわち、RDCは様々な場面で国際人権法違反を主張したが、具体的に女子差別撤廃条約の解釈又は適用に関する交渉は行っていないので、交渉前置要件を満たさないというのである。

他方、この点で当然に生じる疑問は、二国間交渉又は多国間交渉において、特定の条約や具体的な条文を提示しないと、交渉前置要件にいう「交渉」に該当しないのか、という点である。この点について、コイマンス判事とアル・ハサウネ判事は、交渉前置要件に関する裁判所の解釈が厳格に過ぎると批判している。コイマンス判事によれば、本件のような多面的な抗争の場合に、裁判所のように個別の条文の提示まで求めるのは非現実的であるという²⁰⁾。同様に、アル・ハサウネ判事によれば、一般に二国間の紛争は「広範で多面的な側面を有する」ものであり、特定の条約に依拠した主張が展開されるか否かは、文脈と条約内容によって異なるという。さらに本件では、一般的な形で人権侵害に言及していれば十分であり、特定の条約に依拠した主張を要求するのは非現実的であり²¹⁾、先例においても蓋然性基準(plausibility test)によって裁判付託条項は拡大解釈されていたという²²⁾。それ故、同判事は、アフリカ人権委員会や国連安保理における抗議の中でRDCが人権侵害に触れていることをもって、交渉前置要件は満たされるというのである²³⁾。

¹⁹⁾ CR 2005/19 (Rwanda, Mr. Greenwood), p. 12 (para. 1.13).

²⁰⁾ Declaration of Judge Kooijmans, para. 7.

²¹⁾ Separate Opinion of Judge Al-Khasawneh, para. 7.

²²⁾ *ibid.*, paras. 9-10.

²³⁾ *ibid.*, para. 13.

確かに、アル・ハサウネ判事が引用するように、ニカラグア事件では交渉前置要件は厳格に解されていない。本件で問題となったのは1956年の通商航海条約19条（裁判付託条項）の交渉要件であり、米国は、「ニカラグアは交渉中に当該条約の適用又は解釈を一切提起しなかった」と主張し、交渉要件を満たさないと主張した。これに対して裁判所は次のように述べている。「国家が他国との交渉に際して特定の条約に明示的に言及していないからといって、当該条約中の裁判付託条項を引用することを妨げられることにはならない²⁴⁾」。こうした判断に比べると、交渉前置要件に関する本件（コンゴ事件）の裁判所の立場は厳格であり、具体的な事案においては非現実的な要請となる可能性も否定しきれない。ただし本件では、RDC側の行為にも問題があった。ドゥガード特任判事が指摘するように、「交渉」に際してRDCは、拷問禁止条約や自由権規約を想定しつつ「国際人権法の違反」を主張していたが、ICJの管轄権の基礎として援用し得るものが女子差別撤廃条約29条しかなかったため、同条約に関する交渉があったと主張しているのである²⁵⁾。このようなRDCの主張を認めると、「国際法違反」を主張してさえいれば、あらゆる条約の交渉前置要件を満たすことになり、むしろ同要件を過度に緩和させてしまう危険がある。それ故、交渉前置要件に関する裁判所の判断は、一見すると厳格なように見えるものの、本件に関しては妥当な判断であったと言えよう。

5. 強行規範の承認

本件の判決の中で唯一裁判所が踏み込んだ見解を示したのは、ジェノサイドの禁止を強行規範と認めた点である。裁判所は、「ジェノサイドの禁止がまさにこのような[強行規範たる性質を有する]場合に当たる」と明言している（判決64項）。この点に関しては訴訟当事国の見解も一致しており²⁶⁾、裁判官の少数意見の中にも異論は見られない。ICJは既に1996年に、「ジェノサイド条約に記された権利義務は、対世的な権利義務（*droits et obligations erga omnes*）である」と述べていたが²⁷⁾、他方で、ウィーン条約法条約（1969年）において強行規範が実定国際法上に登場して以来、裁判所は幾度も機会を有していたにも関わらず、強行規範の認定を常に回避してきた²⁸⁾。核兵器勧告的意見（1996年）で

24) *Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Judgment of 26 November 1984, *I.C.J. Reports 1984*, p. 428 (para. 83).

25) Separate Opinion of Judge *ad hoc* Dugard, para. 18.

26) CR 2005/18 (Congo, M. Akele), pp.20-21 (para. 43) ; CR 2005/19 (Rwanda, Mr. Greenwood), p. 12 (para. 1.13).

27) *Affaire relative à l'application de la Convention pour la prévention et la répression du crime du génocide (Bosnie-Herzégovine c. Yougoslavie)*, Arrêt du 11 juillet 1996, *C.I.J. Recueil 1996 (II)*, p. 616 (para. 31).

28) なお、ニカラグア事件（1986年判決）では、「武力行使禁止に関する国連憲章規定は強行規範の性質を有する国際法規則の顕著な例である」というILCの見解（条約法条約の起草過程）が引用されている。*Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Judgment of 27 June 1986, *I.C.J. Reports 1986*, pp. 100-101 (para. 190).

は、人道法の基本原則が「国際慣習法の違反し得ない諸原則」(intransgressible principles of international customary law)であると述べるに止まり²⁹⁾、当該諸原則が強行規範(条約法条約53条)に該当するという主張に対しては、「規範の法的性質に関わる問題」であり、総会の諮問内容ではないと述べて判断を回避した³⁰⁾。同様に、逮捕状事件(2002年)において、強行規範に起因する人道に対する罪に関しては免除規則の例外であるというベルギーの主張³¹⁾(ピノチエト事件の引用)に対して、裁判所は一切判断を示さなかった。

以上のようなICJの消極的な態度とは対照的に、その他の国内裁判と国際裁判では、近年、強行規範の認定だけでなく、その法的効果を含めて幅広い議論が展開されている。1つ目は、強行規範に反する行為についての外国国家免除の否認論である³²⁾。2つ目は、国際刑事法分野における強行規範論であり、例えばFurundzija事件(1998年)においてICTYは、拷問禁止原則が強行規範であり、「国際的階層において上位の地位を占める」と判断し³³⁾、さらに、「拷問禁止について認められた強行規範性の帰結の一つとして、すべての国は、拷問を行った被疑者が自国の管轄権内にある場合に、この被疑者を捜査、追迫、処罰し、又は引渡すことができる」と述べている³⁴⁾。このように、近年、強行規範に関する裁判例が幾つも見られ、しかも積極的な見解が不統一なまま並存する状況が発生している。

他方で、本件(コンゴ事件)のICJ判決に関して言えば、強行規範の認定が行われたものの、この認定が事案の処理を大きく左右した訳ではなかった。ジェノサイド禁止が強行規範であっても、裁判管轄権とは無関係であり、ジェノサイド条約9条に付された留保は有効と判断されているからである。そこで次に、強行規範の法的効果について検討することにしよう。

6. 強行規範と裁判管轄権

強行規範の認定が画期的であったのとは対照的に、その法的効果に関する判断はまったく画期的なものではなかった。というのも、本件の事案の処理に関して重要となる強行規範と裁判管轄権の関係について、裁判所は先例(東チモール事件)の判断内容を繰り返したただけだからである。東チモール事件においてICJは、人民の自決権が対世的性質を有することを認めつつも、「規範の対世的性質(the *erga omnes* character of a norm)と管轄

²⁹⁾ *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, Advisory Opinion of 8 July 1996, *I.C.J. Reports 1996 (I)*, p. 257 (para. 79).

³⁰⁾ *ibid.*, p. 258 (para. 83).

³¹⁾ *Affaire relative au Mandat d'arrêt du 11 avril 2000 (République démocratique du Congo c. Belgique)*, Arrêt du 14 février 2002, *C.I.J. Recueil 2002*, p. 23 (para. 56); CR 2001/9 (Belgique, M. David), pp. 24-25 (para. 42).

³²⁾ Lorna MCGREGOR, "State Immunity and *Jus Cogens*", *I.C.L.Q.*, vol. 55 (2006), pp. 437-445; 水島朋則「国際強行規範違反行為への外国国家免除の否定論について」浅田正彦編『21世紀国際法の課題』(安藤仁介先生古稀記念)(有信堂高文社 2006年)97頁。

³³⁾ *Prosecutor v. Anto Furundzija*, IT-95-17/1-T, Judgment of 10 December 1998, para. 153.

³⁴⁾ *ibid.*, para. 155.

権の同意規則は、二つの異なるものである」と述べており³⁵⁾、本件（コンゴ事件）では、この「対世的性質」の部分が強行規範に置き換えられたに過ぎない。本件と東チモール事件を総合すれば、仮に違反された（と主張される）実体法規が対世的義務や強行規範であっても、これら実体法規の性質は裁判所の管轄権設定（同意原則）には無関係ということになる（判決125項参照）。結局、国際法上の実体法と手続法は連動しておらず、通常の国際法違反の場合と同様、強行規範に反するいかなる法律行為を行っても、管轄権の基礎がなければ裁判付託は不可能である。ドゥガード判事やコロマ判事が指摘するように、たとえジェノサイドの禁止が強行規範であったとしても、そこから直ちに裁判所の管轄権に同意を与えることを要請されることはないのである³⁶⁾。

ただし、本件では、強行規範の違反から直接的に裁判管轄権の設定（提訴権）が導かれるという議論が展開されていた訳ではない。そもそも裁判所がジェノサイド禁止を強行規範と認めたのは、強行規範に反する留保は無効であるという RDC の主張に応えるためであった（なお、RDC が強行規範を根拠とした主張を展開したのは、ジェノサイド条約9条の留保、人種差別撤廃条約22条の留保、条約法条約66条に関する3つである）。本件で問題となったのは、むしろジェノサイド条約9条に対する留保の有効性の問題である。次にこの点を検討しよう。

7. 強行規範と留保

本件において RDC は、強行規範はいかなる逸脱も許されない規範であり、いかなる留保の対象ともならないと主張し³⁷⁾、ルワンダの9条留保が無効であると主張した。ところが、翻って鑑みるに、強行規範規定に対する留保は無効なのであろうか。留保の有効性判断に関しては、条約の趣旨及び目的との両立性（条約法条約19条(c)）が基準とされるのに対して、強行規範は抵触する条約を無効とするものであり（同53条）、本来、両者の間には関係がない。この点で、規約人権委員会の一般的意見24（1994年）は、「強行規範に反する留保は規約の趣旨及び目的と両立しないであろう」と述べ³⁸⁾、2つの概念を連動させている。他方で、ILC 特別報告者プレ（Alain Pellet）の「条約の留保に関する第10報告書」（2005年6月）では、結論として強行規範規定に対する留保は認められないとしつつも、強行規範と両立性基準を直接的に接合するのではなく、強行規範からの逸脱の禁止は「一方的行為を含むすべての法律行為を対象とする」ため、強行規範規定への留保は認められないと述べている³⁹⁾。

³⁵⁾ *Case concerning East Timor (Portugal v. Australia)*, Judgment of 30 June 1995, *I.C.J. Reports 1995*, p. 102 (para. 29).

³⁶⁾ Dissenting Opinion of Judge Koroma, para. 22 ; Separate Opinion of Judge *ad hoc* Dugard, para. 3.

³⁷⁾ CR 2005/18 (Congo, M. Akele), pp. 20-21 (para. 43) ; (M. Ntumba), p. 45 (para. 34).

³⁸⁾ Comité des droits de l'homme, Observation générale n° 24, CCPR/C/21/Rev. 1/Add. 6, 11 novembre 1994, para. 8.

³⁹⁾ C.D.I., Dixième rapport sur les réserves aux traités par Alain Pellet, A/CN. 4/558/Add. 1, para. 135.

他方で、ICJは本件（コンゴ事件）においてこの論点に一切触れなかった。確かに裁判所は、9条留保がジェノサイド禁止の実体義務（強行規範）と無関係であると述べており（判決67項）、9条留保が強行規範規定への留保ではないという点を強調しているようにも見える。ただし、裁判所は9条留保の有効性を認めつつも、その根拠は、9条が強行規範ではないからではなく、あくまでも9条留保が条約の趣旨及び目的と両立するからと述べている（判決67項）。同様に、裁判所は実体規定（ジェノサイド禁止）が強行規範であるとしつつも、そこから直ちに条約2条や3条に対する留保が無効であるとは述べていない。すなわち、強行規範規定に対する留保が、それだけで直ちに無効とされるのか否かについて、裁判所は一切触れていないのである。

であるとすれば、ジェノサイド禁止が強行規範であるという裁判所の認定は、9条留保の有効性を導く上で不可欠の判断ではなかったといえる。この点は、人種差別撤廃条約22条を巡るICJの判断からも明らかである。本件でRDCは、ジェノサイド条約9条に関する議論と同様に、人種差別禁止が強行規範であり、同条約22条に関するルワンダの留保は無効であると主張していたが（判決78項）、ICJはジェノサイド条約9条に関する判断を参照しただけで、人種差別の禁止が強行規範であるか否かを述べることなく、条約22条に付されたルワンダの留保が条約の趣旨及び目的と両立すると判断しているのである（判決77項）。

8. 両立性基準の適用方法（ジェノサイド条約の趣旨及び目的）

次に問題となるのは、強行規範の議論から離れて、9条留保がジェノサイド条約の趣旨及び目的と両立するのか否か、換言すれば、同9条がジェノサイド条約の趣旨及び目的を体现しているのか否かという点である。裁判所はこの点に関して次のように述べている。「ジェノサイド条約9条は裁判管轄権に関するものであり、ジェノサイド行為そのものに関する実体義務（les obligations de fond）には影響しない。本件の状況において、条約の解釈、適用および履行に関する紛争の解決のための特別の手続を排除するためのルワンダの留保は、条約の趣旨及び目的と両立しないものとはみなされない」（判決67項）。裁判所のこの判断は、仮保全措置命令（2002年）の判断を繰り返したものに過ぎないが、2002年の命令では、この点についてより詳細な形で述べられていた。すなわち、「[9条の]留保は法の実体に関わるものではなく、裁判所の管轄権のみに関わるものである。従って、当該留保が条約の趣旨及び目的と両立しないものであるようには見えない⁴⁰⁾」（強調玉田）。このように、裁判所は両立性の判断にあたり、実体規定と手続規定の区別を重視し、手続規定であることを理由に留保が条約の趣旨及び目的と両立し得ると解している⁴¹⁾。このよ

⁴⁰⁾ *Affaire des activités armées sur le territoire du Congo (nouvelle requête : 2002) (République démocratique du Congo c. Rwanda)*, Ordonnance du 10 juillet 2002, para. 72. なお、2006年判決は「管轄権にのみ関わる」という表現や「従って」という表現を用いておらず、2002年命令に比べると実体規定と手続規定の区別に関して表現が曖昧になっている。

⁴¹⁾ Alexander ORAKHELASHVILI, "Case concerning Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda)", *I.C.L.Q.*, vol. 55 (2006), p. 759.

うな二分論は、既にプレの第10報告書(2005年)の中で示唆されていたものであり、同報告書では、「強行規範である実体規定 (la disposition de fond) に対する留保ではなく、条約関係を規律する『二次的』条項 (articles « secondaires ») (コントロール、紛争解決、解釈) に対する留保によって実体規定の効力を制限することができる」と述べられている⁴²⁾。

ところが、裁判所のように、実体規定と手続規定の単純な二分論に基づいて両立性基準を適用することには問題がある。紛争解決義務(条項)が条約の趣旨及び目的を体现するものである場合には、裁判付託条項に付された留保は条約の趣旨及び目的と両立しないからである⁴³⁾。共同個別意見によれば、例えば自由権規約の報告手続規定に対する留保は両立性基準を満たさないと言う⁴⁴⁾。このように、手続規定と実体規定の二分論は両立性の認否に直結する訳ではないため、管轄権規定(手続規定)に対する留保が常に両立性基準を満たし、有効であると一般化することは避けるべきであろう⁴⁵⁾。従って、ここで検討すべきは、特定の条約中の手続規定が、当該条約の趣旨及び目的の中心的な位置を占めるか否かという個別的な問題である。

では、ジェノサイド条約9条は、同条約においていかなる地位を占めるのであろうか。この点についてRDCは次のような議論を展開している。すなわち、留保は、強行規範と直接抵触することを避けると同時に、強行規範の実施を妨げることも避けなければならないという⁴⁶⁾。すなわち、強行規範(ジェノサイド禁止)を保護するICJの任務を妨げるような留保(9条留保)も認められないというのである⁴⁷⁾。

共同個別意見は、ジェノサイド条約9条が同条約上で「重要な役割」を担っており、条約の「履行」に関する紛争をも対象とすることを強調し、9条留保が条約の趣旨及び目的と両立することは自明ではないとする⁴⁸⁾。コロマ判事は、より端的に、9条留保は同条約の趣旨及び目的と両立しないと主張し、次のような議論を展開している。第1に、裁判付託条項に対する留保は、それ自体では条約の趣旨又は目的と両立しないものではないが、留保の対象が条約の存在理由(the *raison d'être*)を構成する条文である場合は両立しない⁴⁹⁾。

⁴²⁾ C.D.I., *Dixième rapport sur les réserves aux traités* par Alain Pellet, A/CN.4/558/Add.1, para. 137.

⁴³⁾ *ibid.*, para. 96; Observations générale n° 24, *supra* note 38, para. 11.

⁴⁴⁾ Joint Separate Opinion of Judge Higgins, Judge Kooijmans, Judge Elaraby, Judge Owada and Judge Simma, para. 21.

⁴⁵⁾ *ibid.*; Philippe WECKEL et Guillaume AREOU, « Arrêt du 3 février 2006. Activités armées sur le territoire du Congo (nouvelle requête) (RDC c. Rwanda) », *R.G.D.I.P.*, tome 110 (2006), p. 492.

⁴⁶⁾ CR 2005/18 (Congo, M. Ntumba), p. 46 (para. 38).

⁴⁷⁾ CR 2005/20 (Congo, M. Ntumba), p. 12.

⁴⁸⁾ Joint Separate Opinion of Judge Higgins, Judge Kooijmans, Judge Elaraby, Judge Owada and Judge Simma, paras. 28-29.

⁴⁹⁾ ここで用いられている「条約の存在理由を構成する条文」という文言は、プレの第10報告書の草案 3.1.13の文言を援用したものである。同条は次のように規定している。「紛争解決条項に対する留保は、以下の場合を除き、それ自体で条約の趣旨及び目的と両立しないものではない。i)

第2に、ジェノサイド条約の趣旨及び目的はジェノサイド罪の防止と処罰であり、これは、条約上の義務違反が明らかになった場合に当該国家に責任をとらせることを含む。第3に、国家責任の問題を扱うのは条約9条だけであり、同条が条約の趣旨及び目的の実現にとって決定的である⁵⁰⁾。以上より、ジェノサイド条約9条への留保は無効であると結論付けている。

以上のように、9条留保を無効とする見解によれば、ジェノサイド条約上の実体義務(ジェノサイド禁止)の実現を確保し、条約を実効的に機能させるためには、同9条の裁判付託条項が決定的に重要であるという⁵¹⁾。とは言え、条約目的の実現のために設けられている裁判条項等を、すべて条約の「存在理由」に該当するものとみなすことは難しいと言わざるを得ない。また、ジェノサイド条約の普遍性を確保するためには、9条留保を認めざるを得ないとも解し得る⁵²⁾。それ故、実体規定と手続規定の区別を一般化することは避けるべきであるが、ジェノサイド条約に関して言えば、9条が条約の「存在理由」そのものであり、9条留保が条約の趣旨及び目的と両立しないと解するのは困難であろう。

なお、この点に関して、本件のICJの判断と対照的な判断として想起されるのが、Loizidou事件における欧州人権裁判所判決である。本件では、欧州人権条約25条と46条の管轄権条項に付されたトルコの留保(領域的制限と時間的制限)が問題となったが、裁判所は、条約の性質、趣旨及び目的に照らした条文文言、当事国の実行を考慮した結果、当該留保が有効ではないと判断し、管轄権を認めた(1995年の先決的抗弁判決)⁵³⁾。それ故、紛争解決条項に対する留保は条約の趣旨及び目的と両立しないという判断を人権裁判所が下したと解し得る余地があるが、本件判決に関しては、欧州人権裁判所の特殊性に留意する必要がある。欧州人権裁判所は、条約25条および46条が「条約システムの実効性にとって不可欠の条項」であるとしつつ、これらの条項を解釈するにあたっては「人権と基本的自由を集团的に保証するという条約の特殊性(caractère singulier)を考慮しなければならない⁵⁴⁾」と述べているのである。すなわち、同裁判所の判断は、一般国際法の文脈からは離れた、特殊なものと言えよう⁵⁵⁾。

なお、こうした他の裁判所の判決に対するICJの評価は明らかではないが、これを示唆

留保が付された条項が条約の存在理由を構成する場合」。Dixième rapport sur les réserves aux traités par Alain Pellet, A/CN.4/558/Add.1, para. 99.

50) Dissenting Opinion of Judge Koroma, paras. 11-13.

51) Alexander ORAKHELASHVILI, *supra* note 41, p. 759, 760.

52) Philippe WECKEL et Guillaume AREOU, *supra* note 45, p. 490.

53) *Affaire Loizidou c. Turquie* (n° 40/1993/435/514), arrêt (exceptions préliminaires) du 23 mars 1995, paras. 89 et 105. なお、本件において、トルコの留保を無効であると判断するにあたって欧州人権裁判所が強行規範概念を持ち出していない点に注意しなければならない。G. COHEN-JONATHAN, « L'affaire Loizidou devant la Cour européenne des droits de l'homme. Quelques observations », *R.G.D.I.P.*, tome 102 (1998), p. 129.

54) *ibid.*, para. 70.

55) G. COHEN-JONATHAN, *supra* note 53, p. 129. なお、本件の欧州人権裁判所の判断の中で議論を巻き起こしたのは、留保の分離可能性(divisibilité)に関する判断である。すなわち、無効であ

するものとして、ICJは仮保全命令(2002年)において次のように述べている。「異なる性質を有する諸裁判所において様々な解決方法が採用されていることは重要ではない」(命令72項)。すなわち、ICJは他の裁判所において展開されている強行規範や留保を巡る議論については重要性を認めず、考慮しない立場を示した。このようにICJが他の裁判例を積極的に排除する見解を示すのは稀有なことであると思われるが、このことはむしろ、強行規範を巡る近年の裁判例について、ICJが参照し得るほどの統一性や一般性が見られないため、留意する必要がないと評価されていることを示している⁵⁶⁾。

なお、最後に、ICJは9条留保の有効性判断に関して、強行規範論や両立性論とは異なる論点を付け加えている。すなわち、「ルワンダがジェノサイド条約に加入し、[9条へ]留保を付した時点で、RDCは異議を申し立てなかった」というのである(判決68項)⁵⁷⁾。確かに、異議の欠如という判断は、9条留保が有効であるという裁判所の判断の理由付けの中では補足的な位置付けしか与えられていない。ところが、既にICJが1951年の勧告的意見で述べていたように、ジェノサイド条約において「締約国は固有の利益を有さず、共通利益を有するだけである⁵⁸⁾」。すなわち、ジェノサイド条約は、「条約上の拘束を超えて」二国間関係に還元され得ない特殊な法構造を有しているため、留保に対する異議の有無という二国間の法関係を基礎とした留保の有効性判断はできないと考えるべきであろう⁵⁹⁾。

9. 条約法条約の慣習法性

本件の裁判所の判断においては、条約法条約の特定の条文が慣習法か否かという点が、事案の処理に際して重要な位置を占めることになった。条約法条約4条が不遡及適用原則を定めているため、本件の関連条約に関して条約法条約を直接適用し得ない状況が生じたからである。この点で問題となったのは、条約法条約66条と同22条3項であった。

裁判所は条約法条約4条(不遡及適用)を適用し、ジェノサイド条約と人種差別撤廃条約が条約法条約以前に締結されていることを理由として条約法条約66条を適用しなかった。これに付随して、裁判所は同66条が慣習法化していないと述べている(判決125項)。他方、これとは逆に、裁判所はジェノサイド条約9条に付されたルワンダの留保の撤回について検討する際に、当該留保の撤回通知がないことを理由に留保撤回を否認したが、この撤回通知に関する規則に関して次のように説明している。「他の条約締約国が留保撤回の

る留保部分は分離可能であり、管轄権の受諾自体は有効なものとして残存するため、管轄権が認められるというものである(判決90-98項)。なおこの論点については、中野徹也「条約法条約における留保の『有効性』の決定について(二・完)」関西大学法学論集49巻1号(1999年)80-90頁参照。

⁵⁶⁾ ただし、他の裁判所への配慮からか、裁判所は2006年判決の中ではこの点について一切言及しておらず、単に、国際刑事裁判所規程120条(留保の禁止)が本件とは無関係であると述べるだけである(判決66項)。

⁵⁷⁾ voir aussi, *Affaire des activités armées sur le territoire du Congo (nouvelle requête : 2002) (République démocratique du Congo c. Rwanda)*, Ordonnance du 10 juillet 2002, para. 72.

⁵⁸⁾ *Reserves à la Convention pour la prévention et la répression du crime de génocide*, Avis consultatif du 28 mai 1951, *C.I.J. Recueil 1951*, p. 23.

⁵⁹⁾ Philippe WECKEL et Guillaume AREOU, *supra* note 45, p. 491.

通知を受領しない限り、当該他国に対して留保撤回が効果を有さないというのは、法的安定性の原則（*principe de sécurité juridique*）から生じ、実行上で十分に確立した国際法規則である。この規則は条約法条約22条3項a)にも示されている」（判決41項）。ここで裁判所は、同22条3項a)が慣習法であると明言していないが、実行上確立している国際法規則であると述べており、慣習法たる性質を認めているものと解するのが妥当であろう。これは、先に見た条約法条約66条の判断と対比すると明らかである。また、条約法条約4条の不遡及適用原則により、仮に条約22条3項a)が国際慣習法でなければ、同条はジェノサイド条約（に付された留保の撤回通知に関する問題）には適用し得ないはずである。このように、本件で裁判所は、条約法条約の中で慣習法化している条文（22条3項a)）と慣習法化していない条文（66条）を区別しているのである。